

みんなで創る自治基本条例市民会議代表者会のタタキ台
及び上越市議会自治基本問題調査特別委員会のまとめの内容について

平成19年7月9日
第15回代表者会
資料 8

2 「住民投票制度」

(1) 市民会議代表者会 タタキ台

(2) 特別委員会のまとめ

(市民投票制度) 第 条 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認しその意見に沿った決定をなすため、市民投票を実施することができる。 2 本市の住民基本台帳に登録されている年齢満〇〇歳以上の者は、市政運営に係る重要事項について、その総数の〇〇分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して市民投票の実施を請求することができる。 3 市議会の議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の〇〇分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施を発議することができる。 4 前3項の規定による市民投票の対象者は、年齢満〇〇歳以上の者で本市の住民基本台帳に登録されている者とする。 5 前項に定めるもののほか、第1項から第3項までの規定による市民投票の実施方法は、別に条例で定める。 6 市長は、第1項から第3項までの規定による市民投票が実施されたときは、その結果を尊重して市政運営を行わなければならない。
--

- 住民投票制度
- ＜制度に関する項目を設けることで全会派一致＞
- ・住民投票による結果は尊重する。
- ＜常設型か非常設型かについては結論を出さず、両論併記とする＞

※本資料は、平成 19 年 1 月 29 日（月）開催の市議会「自治基本問題調査特別委員会」との意見交換会の資料における関係箇所を抜粋したものである